

富岡町復興まちづくり計画（素案）

【意見募集用概要版】

目 次

第1章 復興まちづくり計画について	1
第2章 復興まちづくりの方向性	3
第3章 町民の生活再建支援の方針	4
(1) 生活再建に向けた賠償	4
(2) 帰還する方、しない（できない）方への支援	4
(3) 住環境の確保	5
(4) 生活サービスの確保	7
(5) コミュニティの維持・継続の方針	9
(6) 受け入れ自治体との共生	10
第4章 富岡町内における復興まちづくりの方針	11
(1) 復旧・復興のイメージ	11
(2) 推計人口	11
(3) 土地利用	12
(4) 富岡駅周辺拠点形成	14
(5) 交通	16
(6) 住環境	17
(7) 産業	20
(8) 防災・減災	20
(9) 帰還後のコミュニティの再形成	21
(10) 帰還後の高齢者などへの支援策	21
第5章 今後の進め方	22

平成26年1月

富 岡 町

富岡町復興まちづくり計画 目次（案）

※本冊子の目次ではありません。

第1章 復興まちづくり計画について

- 1-1 復興まちづくり計画策定の趣旨
- 1-2 帰還についての町の考え方
- 1-3 復興まちづくり計画の位置づけ
- 1-4 計画期間
- 1-5 計画の対象範囲
- 1-6 計画の構成

第2章 復興まちづくりの方向性

- 2-1 基本理念
- 2-2 復興まちづくりの方向性

第3章 町民の生活再建支援の方針

- 3-1 生活再建に向けた賠償
- 3-2 避難指示区域区分に応じた支援の方向性
- 3-3 住環境の確保
- 3-4 生活サービスの確保
- 3-5 コミュニティの維持・継続の方針
- 3-6 受け入れ自治体との共生

第4章 富岡町内における復興まちづくりの方針

- 4-1 復旧・復興の過程のイメージ
- 4-2 推計人口
- 4-3 土地利用
- 4-4 富岡駅周辺拠点形成
- 4-5 交通
- 4-6 住環境
- 4-7 産業
- 4-8 防災・減災
- 4-9 帰還後のコミュニティの再形成
- 4-10 帰還後の高齢者などへの支援策

第5章 今後の進め方

参考資料

- 参考-1 富岡町の被災状況、現況
- 参考-2 人口推計について
- 参考-3 復興公営住宅の整備事例

1 第1章 復興まちづくり計画について

2 ■復興まちづくり計画策定の趣旨

3 東日本大震災から3年が経過し、依然として復旧、復興の動きへの実感がない中で、町
4 民は今後の生活に不安を抱き、東京電力や国などへの不満、不信感を募らせています。

5 何より大切なことは、町民一人ひとりの生活を再建することです。先行きが不透明な中、
6 少しでも未来が見える状況をつくるために、町は生活再建と復興まちづくりの方向性を示
7 さねばなりません。町民の皆様への小まめな情報提供で意識を共有し、避難者の生活再建
8 を後押ししたいと思います。

9 **「富岡町復興まちづくり計画」は、「富岡町災害復興計画（第一次）」の中で重点的に進
10 むるべき事業を具体化した実行計画として、①町民の生活再建支援策の提示、②沿岸部の
11 土地利用など具体的な計画の提示、を2本柱として策定するものです。**

12 なお、「富岡町災害復興計画（第一次）」策定後の本町及び町民を取り巻く情勢の変化を
13 踏まえ、次年度以降に「富岡町災害復興計画（第二次）」を策定する予定です。

14

15 ■帰還についての町の考え方

16 原発事故による放射性物質の漏洩・飛散は、私たちに古里からの避難を強いました。復
17 興の遅れと先行きの見えない状況の深刻さは、約12%の町民の帰還意向という結果で改め
18 て示されました。しかし、少しでも帰還を望む人がいる以上、町は再生に向けて、国に対
19 して町内の除染やインフラの早期復旧を要望するとともに、曲田地区（富岡駅周辺）に生
20 活関連施設を集約させたコンパクトな「まち」を造りたいと考えています。

21 なお、帰還にかかわる追加被ばく線量の目標値は、「富岡町災害復興計画（第一次）」の
22 考え方を踏襲します。町は引き続き、国の責任による徹底した除染を求め、進捗状況を厳
23 しく監視していきます。

24 将来、帰還するかしないかは、町民の皆様が判断することです。町は帰還を強要いたし
25 ません。町内帰還、新天地での生活に限らず、町民の皆様の生活をいかに再建するかが最
26 も大切です。これまで賠償面では、新天地での生活再建可能額を前提に要望してきました。
27 今後も避難先で土地や住宅を再調達できる賠償額の獲得に向けて全力で立ち向かう考えで
28 す。

29 十分な賠償が支払われれば、帰還する町民が減ることは容易に予想されます。しかし、
30 町民抜きの考えで町を再生しても、町民の笑顔は見られません。町は、町民の皆様の生活
31 を守ることを最優先で考え、復興に向けた施策に反映させていきます。

32

33

1 ■ 計画の位置づけ

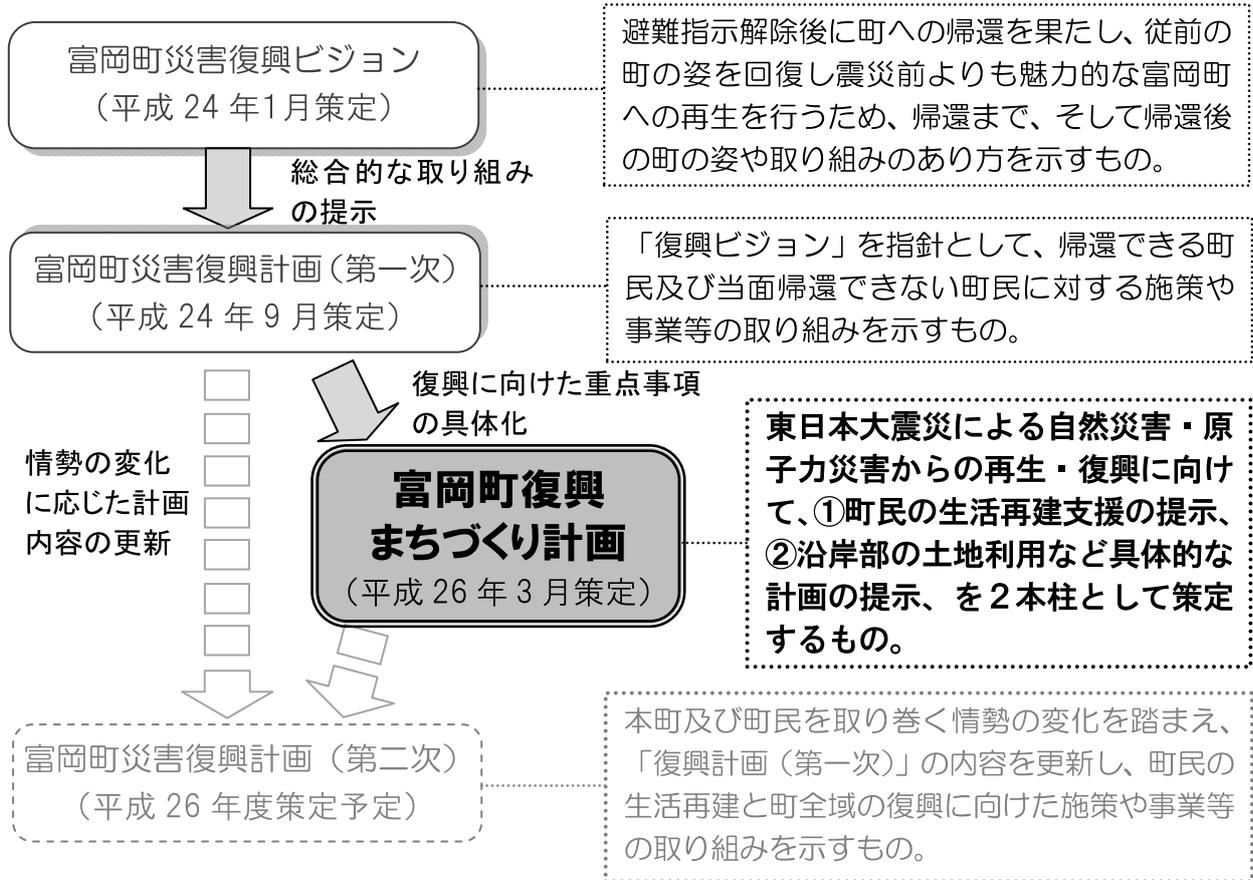


図1 富岡町復興まちづくり計画の位置づけ

20 ■ 計画期間

21 本計画の計画期間については、「富岡町災害復興計画（第一次）」に示される計画期間
 22（復旧期：2012（H24）～2016（H28）、復興期：2017（H29）～2020（H32））の踏襲を基本
 23とし、図2の通り設定します。

2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
復旧期			復興期			
長期化する避難生活を支援するため、避難先で町民が安心して生活できる環境を整備する。並行して、1日でも早く町内に安心して帰還できる地域を整備するため、除染や主要インフラの復旧、復興公営住宅等の整備を重点的に実施する期間。			【帰還できる町民に対して】 震災前の状態を目指し早急に回復させるため、町内の除染、インフラの復旧、住宅再建、生活関連サービスの充実などを継続的に推進し、帰還を希望する町民の増加を図る。地域再生の素地を育み、安全・安心で新たな魅力を備えた「ふるさと富岡」の実現に向けて着実に取り組みを進める期間。 【当面帰還できない町民に対して】 町外（避難先）で、町民が快適な生活を送れるよう、生活関連サービスの充実を図る期間。			

図2 富岡町復興まちづくり計画の計画期間

第2章 復興まちづくりの方向性

■基本理念

「復興まちづくり計画」は、「復興ビジョン」や「復興計画（第一次）」で掲げた基本理念の踏襲を基本とします。一方で、刻々と変化する避難状況に配慮し、町民の今後の帰還意向や、除染の進捗など本町を取り巻く状況を十分考慮しながら復興を進めます。

<理念1>

すべての町民がどこに居住していても、安心して生活を送ることができる環境を整える

<理念2>

震災・原発事故を克服し、安全・安心な「ふるさと富岡」をかたちづくる

■復興まちづくりの方向性

①町民の生活再建支援（町外でのくらしの支援）

- 避難先での生活の安定に向けて、復興公営住宅や集会所など関連施設の早期整備を県や受け入れ自治体に要望します。
- 震災前の「富岡の絆」に加え、応急仮設住宅、借り上げ住宅、今後整備される復興公営住宅など、避難先で形成された新しい絆の維持・継続を支援します。また、町の情報の提供や、避難先でのイベント実施など、富岡町民どうしの絆が維持・継続できる取組みを実施します。
- 避難先では、避難の長期化を見据え、受け入れ自治体との共生を図ります。
- 町内への帰還ができる、できないにかかわらず、全町民一律の全損賠償の早期実現と、生活再建に必要な財物の再調達価格での賠償を要望します。

②町内の復興に向けたまちづくり

- 帰還を希望する町民が安心して帰還できるように、国へ除染の迅速化を要望します。
- 比較的線量の低い富岡駅周辺など、町南部からコンパクトなまちづくりを始めていきます。また、富岡駅周辺を本町の玄関口かつ双葉郡復興の最前線に位置づけ、生活機能の集積を進めることで、拠点性の向上を図ります。
- 津波対策として海岸部に堤防や防災林などを整備します。また、JR常磐線東側一帯は住居関連の土地利用を制限し、自然災害から町民を守ることができる安全なまちづくりを進めます。
- 双葉郡内で連携し、産業や教育、医療などの機能配置について本町を含む郡全体で検討します。

1 第3章 町民の生活再建支援の方針

2 (1) 生活再建に向けた賠償

- 3 ・住民が希望する場合などの自宅の解体除染や解体費用の賠償を、国・東京電力に要
4 望します。
- 5 ・不動産賠償は避難指示区域の違いにかかわらず、再調達が可能な価格に近づくよう
6 賠償基準の見直しを要望します。
- 7 ・国は、避難区域の区域区分に応じて、避難指示の期間に解除後の一定期間を加えた
8 期間を賠償の支払い対象とする方向性を示しています。避難解除後も生活への支障
9 が続くため、避難の状況に応じた賠償期間の見直しを要望します。
- 10 ・原子力災害のために自宅へ帰還できない方については、宅地などの買い上げが可能
11 となるような法律の制定を要望します。

12 (2) 帰還する方、しない（できない）方への支援

13 ■帰還する方への支援

14 ①帰還までの住宅について

- 15 ・借り上げ住宅居住者：町民が生活の再建・安定を実現できるまで、借り上げ住宅
16 の期限延長を県に要望します。
- 17 ・応急仮設住宅居住者：応急仮設住宅から復興公営住宅にスムーズに移行できるよ
18 う、迅速な対応を求めます。

19 ②帰還後の住宅について

- 20 ・国・東京電力に対し、自宅の解体除染や解体費用の賠償を要望します。
- 21 ・自宅に戻れない方のために、町内の安全・安心な居住環境として復興公営住宅
22 への入居を推奨します。

23 ③早期に帰還する方への優遇制度について

- 24 ・自宅へ戻る方には、当面の間、税の減免など帰還しやすい制度づくりを目指し、
25 国・県と協議します。
- 26 ・町内の復興公営住宅へ入居する方には、短期間に住宅を払い下げる制度の整備を
27 検討します。また、帰還から一定の期間、家賃減免などを検討します。

28 ■帰還しない（できない）方への支援

- 29 ・借り上げ住宅居住者：町民が生活の再建・安定を実現できるまで、借り上げ住宅の
30 期限延長を県に要望します。
- 31 ・応急仮設住宅居住者：応急仮設住宅から復興公営住宅にスムーズに移行できるよう、
32 避難先の自治会単位など迅速な対応を求めます。
- 33 ・避難期間の長期化に応じた賠償を要望します。
- 34 ・不動産賠償では、再調達が可能な価格に近づくよう基準の見直しを要望します。
- 35 ・国・東京電力に対し、帰還しない方の住宅について解体除染を要望します。

1 (3) 住環境の確保

2 ■要望事項

3 避難先に整備する復興公営住宅は、下記の事項を考慮した整備を国、県や受け入れ
4 自治体に要望します。

5 ●コミュニティの維持・存続を考慮した入居方法

- 6 ・震災前の行政区、避難先の仮設住宅・借り上げ住宅自治会など、コミュニテ
7 ィのつながりを考慮した単位での入居

8 ●コミュニティスペースの設置

- 9 ・住民どうしの交流拠点となる集会所の設置
- 10 ・多世代の交流・憩いの場として小規模な公園や広場の整備
- 11 ・公園や広場に、子どもが気軽に遊べるような小規模の遊具設置

12 ●駐車スペースの確保

- 13 ・各住戸には自家用車の駐車スペース確保

14 ●生活支援員の滞在

- 15 ・住宅団地内における生活支援員の滞在
16 (巡回訪問など高齢者の見守り活動、住民との交流、コミュニティのつなぎ
17 役としての役割)

18 ●高齢者や要介護者などへの対応

- 19 ・全戸のバリアフリー対応
- 20 ・車いす使用者対応型住戸の整備
- 21 ・緊急通報システムなどの配備
- 22 ・デイサービスセンターの集会所への併設など、住宅団地内での福祉機能の充
23 実
- 24 ・住棟の中に共助スペース、共同の食堂や洗濯室などを設けるなど高齢者の孤
25 独化防止対策実施。介助対応設備（車いす用トイレ、手すり付き浴室など）
26 を備えた、高齢者向け住宅の整備

28 ■留意事項

29 町民の復興公営住宅への入居にあたり、新たなコミュニティの形成に向けて下記の
30 事項に留意します。

- 31 ・各復興公営住宅での新たな自治会の迅速な立ち上げによる応急仮設住宅からの移転
32 の促進
- 33 ・隣近所での日常的な声かけや所在確認、見守りなど、入居者の孤立化の防止
- 34 ・サロンやデイサービス、小規模なイベントの定期的な開催による、日常的な交流の
35 機会づくりを通じた孤立化の防止

1 ■整備方式の選定と整備予定時期

2 ①いわき市

3 県が整備する集合型の復興公営住宅に入居します。県は、同市内に 1,800 戸の復興公営住宅を建設する方針で、主に本町のほか大熊町、双葉町、浪江町の 4 町にそれぞれの必要戸数を割り振ります。

6 入居開始時期は、先行して整備する小名浜・永崎地区、常磐地区、小川地区の計 310 戸が 2014(平成 26)年度、平八幡地区、小名浜大原地区の計 78 戸が 2015(平成 27)年度の予定です。残りの 1,412 戸は場所の選定も含めて未定ですが、県は 2015(平成 27)年度までの入居開始を目指した工程を示しています。

10 ②郡山市

11 県が整備する集合型の復興公営住宅に入居します。県は、同市内に 390 戸の復興公営住宅を建設する方針で、主に本町のほか 3 町にそれぞれの必要戸数を割り振ります。

14 入居開始時期は、先行的に整備している日和田町 (20 戸) が 2014(平成 26)年秋ごろ、喜久田町など 4 地区 140 戸が 2014(平成 26)年度中の予定です。また、2015(平成 27)年中に喜久田町、富田町、富久山町に 187 戸が段階的に整備される予定です。残りの 43 戸は場所の選定も含めて未定ですが、県は 2015(平成 27)年度までの入居開始を目指した工程を示しています。

19 ③大玉村

20 大玉村営の復興公営住宅に入居します。設置戸数は、昨年 8 月の住民意向調査の結果をもとに、第一次計画では約 70 戸を整備する方針です。整備後、まとまった数での増設の要望があれば、第二次の整備を大玉村や県、国に要望します。

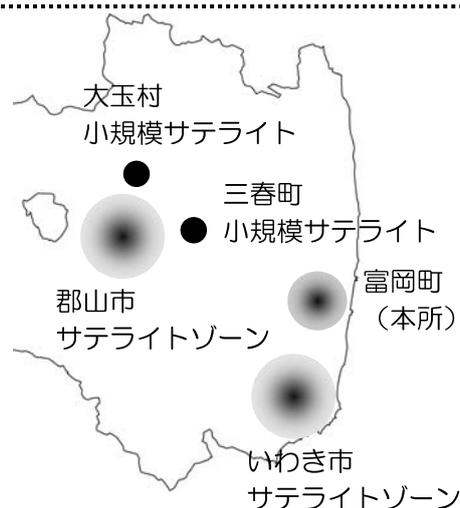
23 住宅様式は、2 戸 1 棟型や一戸建て平屋などでの木造建築を中心に考えています。
24 入居開始時期は 2015(平成 27)年度中を目指します。

25 ④三春町

26 県が整備する復興公営住宅に入居します。設置戸数は、昨年 8 月の住民意向調査をもとに、第一次計画では約 90 戸を整備する方針です。整備後、まとまった数での増設の要望があれば、第二次の整備を三春町や県、国に要望します。

29 住宅様式は、2 戸 1 棟形式の木造建築を中心に、整備協議を進めています。
30 入居開始時期は 2015(平成 27)年度中を目指します。

1 「富岡町災害復興計画（第一次）」で提唱させてい
2 ただいた「富岡町サテライト計画」（三つの地域（富
3 岡町内等の低線量地区、いわき市内、郡山市内）
4 に集合し生活していただく計画）は、区域再編や
5 賠償など町と町民を取り巻く状況の変化や、受け
6 入れ自治体の事情などに配慮して計画を見直し、
7 新しいサテライトとして、二つの大まかなサテラ
8 イトゾーン（いわき市周辺、郡山市周辺）と二つ
9 の小規模サテライト（三春町、大玉村）を含めた
10 計画としています。



13 (4) 生活サービスの確保

14 ■生活サービス確保の考え方

- 15 ・生活拠点に近い場所では、既存の商業施設や病院の利用を基本とします。
- 16 ・生活拠点から遠い場所では、バスによる生活交通の確保などを県、国、事業者など
17 に要望する必要があります。
- 18 ・復興公営住宅の整備規模が大きく、既存の商業施設や病院のみで需要をまかなうこ
19 とが難しい場合は、コミュニティ復活交付金などの活用により、住宅団地の敷地内
20 や周辺への施設整備を受け入れ自治体に提案、要望します。
- 21 ・必要に応じて、サービス提供主体の訪問サービス（移動販売、往診、訪問介護など）
22 の誘致を図ります。

23 ■買い物

- 24 ・復興公営住宅で生活する際の買い物は、受け入れ自治体にある既存の商業施設を利用
25 します。
- 26 ・復興公営住宅から店舗が遠い場合は、バスによる生活交通の確保などを県、国など
27 に要望します。
- 28 ・必要に応じて、復興公営住宅へ移動販売サービスを誘致します。

29 ■医療・福祉

- 30 ・復興公営住宅で生活する際の医療サービスは、受け入れ自治体の既存の医療機関を
31 利用します。
- 32 ・復興公営住宅から病院などが遠い場合は、バスによる生活交通の確保などを県、国
33 などに要望します。
- 34 ・必要に応じて、復興公営住宅への往診を医療機関に要望します。
- 35 ・県内で不足している医師や看護師などの誘致を、県と協力して推進します。
- 36 ・復興公営住宅に入居する高齢者のために、デイサービスや集会所の併設など、住宅
37 団地内での福祉機能の充実を、整備主体（県、大玉村）に要望します。

- 1 ・住棟の中に共助スペース、共同の食堂や洗濯室を設けるなど高齢者の孤独化防止対
2 策を実施するとともに、介助対応設備（車いす用トイレ、手すり付き浴室など）を
3 備えた、高齢者向け住宅の整備を要望します。
- 4 ・敷地内または周辺に、デイサービスやショートステイなどを提供する福祉施設の整
5 備を要望します。
- 6 ・必要に応じて、復興公営住宅への訪問介護サービスなどの充実を図ります。
- 7 ・生活支援員が住宅団地内に滞在し、巡回訪問など高齢者の見守り活動、住民との交
8 流、コミュニティのつなぎ役としての役割を果たします。
- 9 ・住宅団地内の福祉機能の整備が難しい場合は、復興公営住宅の周辺に下記の機能を
10 有するサポートセンター（仮称）の整備を要望します。

12 ■健康管理

- 13 ・2013(平成 25)年 3 月 25 日実施の町内区域見直しにより、帰還困難区域は月 1 回限
14 定での立ち入りが可能に、避難指示解除準備区域と居住制限区域は立ち入り自由にな
15 りましたが、町としては、余計な放射線被ばくを避けるという観点から、除染未
16 実施地域での立ち入りに際し、次の事項を注意喚起していきます。
 - 17 1) 15 歳未満の方、妊婦の立ち入りを自粛すること。
 - 18 2) 外での作業は極力避けること。
 - 19 3) 作業時は手袋やマスク、防護服などを着用すること。
 - 20 4) 作業終了時は、手洗い、うがい、洗顔などを行うこと。
 - 21 5) 立ち入りの際の行動や線量計の値などを、配布済の「記録ノート」に記録し、
22 自己管理を行うこと。
- 23 ・人体の内部に取り込まれた放射性物質が出す放射線量を精密に計測し、全身の内部
24 被ばくの程度を調べるため、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査体制を
25 整備していきます。
- 26 ・放射性ヨウ素の内部被ばくによる、震災当時 18 歳以下の甲状腺への健康被害の検査
27 体制を整備していきます。

28 ■教育

- 29 ・避難先での学校生活を支援します。
- 30 ・「再会の集い」のような、富岡町の子どもどうしの絆を維持・継続する取り組みを引
31 き続き実施します。
- 32 ・全国各地に避難している富岡町の子どもに対して「ふるさと教育」を積極的に行い、
33 富岡の自然や歴史、伝統文化などに親しめる環境づくりに努めます。
- 34 ・富岡町・双葉郡の歴史・文化・伝統などを伝え、「ふるさと教育」に活かすための副
35 読本を作成・配布します。

1 (5) コミュニティの維持・継続の方針

2 ■ “きずな”の形成の方向性

- 3 ・震災後の避難先で形成されたコミュニティを新しい絆として、移転先でもその維持・
- 4 継続を支援します。
- 5 ・一方で、避難先自治体の既存のコミュニティとの共生や交流機会の創出についても
- 6 意識喚起の働きかけが必要であると考えます。
- 7 ・現在、避難先で運営されているコミュニティ維持活動の継続や、町民の交流イベン
- 8 トの開催、タブレット端末を活用した町からの情報提供など、町民どうしが絆を維
- 9 持・継続できる取り組みを考えます。
- 10 ・ホームページ、広報誌、タブレット端末などを活用した町からの情報発信を行うと
- 11 ともに、富岡を思い出せるような写真や動画など情報の内容の充実に努めます。
- 12 ・富岡町・双葉郡の「歴史」を通じた交流、愛郷心の育成を試みます。また、「歴史」
- 13 を、文化・習俗をともにする双葉郡他町村の避難者と富岡町民が交流する材料にし
- 14 ます。
- 15 ・将来の帰還後、サロンの設置など帰還者同士の交流を生むための試みを行います。
- 16 また、祭りの復活、イベント開催など町内への帰還者だけでなく町外に居住してい
- 17 る町民も参加し、交流を楽しめる機会の創出を図ります。

18 ■交流機会の創出（行事、イベントなど）

- 19 ・復興公営住宅の集会所などを活用します。サロンやデイサービス、小規模なイベン
- 20 トを定期的に関き、日常的な交流の機会を創出します。
- 21 ・避難先で、町民が集うイベントを定期的に関き、交流の機会を継続します。
- 22 ・子どもたちの「再会の集い」を継続して開き、回数を増やすなど充実を図ります。
- 23 避難生活で離ればなれになった子どもたちが、富岡の子どもとして絆を深める場を
- 24 大切にします。
- 25 ・避難先の祭りやイベントに参加させていただき、富岡町の祭りや伝統行事を紹介す
- 26 る場を設けられるよう働きかけます。町民同士に加え、避難先の地域住民との交流
- 27 を深められるよう努めます。
- 28 ・ショートステイなど、支援や介護を必要とする方が短期的に利用できる施設の整備
- 29 を検討します。介護をするご家族が祭りやイベントに参加でき、町民同士の交流を
- 30 持てるような環境づくりに務めます。
- 31 ・定期的に防災訓練を行い、災害に備えます。また、災害時に手助けが必要な方への
- 32 配慮など、避難先のコミュニティでも助け合う意識を共有する機会をつくりま
- 33 す。

1 **■活動資金の確保**

- 2 ・コミュニティ活動のための国・県の補助金制度や、公益法人や民間企業の基金に関
3 する情報を積極的に発信します。
4 ・コミュニティ活動を行う方々が、財政面や組織面などの活動基盤を強化できるよう、
5 マネジメント講習会を開催します。
6

7 **(6) 受け入れ自治体との共生**

- 8 ・復興公営住宅や商業、医療、福祉など生活サービス施設の整備は、受け入れ自治体
9 と協議しながら、コミュニティ復活交付金などを用いての早期実行を要望します。
10 ・避難町民の多い自治体には、受け入れ自治体と協議しながら必要に応じて商業施設
11 や病院、福祉施設などの生活サービス施設の整備・誘致を求めます。
12 ・避難先の町民による自治会と、受け入れ自治体の住民組織との日常的な交流機会づ
13 くりを支援します。
14 ・受け入れ自治体の祭りやイベントに積極的に参加し、受け入れ自治体の住民との、
15 伝統芸能などを通じた交流機会づくりを支援します。
16 ・受け入れ自治体の住民と連携したコミュニティ活動などの取り組みや、活動組織の
17 形成を支援します。
18
19
20

1 第4章 富岡町内における復興まちづくりの方針

2 (1) 復旧・復興の過程のイメージ

3 町民の当面の生活拠点として、主な避難先のいわき市、郡山市、三春町、大玉村に復興公営住宅の整備を順次進めていきます。

4 第一段階（復旧期）としては、応急仮設住宅や借り上げ住宅から、当面の居住地として避難先の復興公営住宅への移行が考えられます。この間に町内では、上下水道の整備や道路の修復などインフラの復旧、海岸堤防や海岸防災林などの津波防護施設の整備、将来的に生活関連施設を集中させる富岡駅周辺の基盤整備、町内の復興公営住宅整備などを行い、町民帰還の受け入れ体制を整えます。

5 その後、2017(平成 29)年度以降の町内帰還開始時期にさしかかる第二段階（復興期）では、避難先から本町への帰還が想定されます。ただし、教育・医療など様々な理由で町内に帰還できない方々のために、双葉郡南部の近隣町村と連携を図りながら、受け入れ体制の構築を図ることが必要です。

15 (2) 推計人口

16 今後、本町の復興まちづくりを進めるにあたり、町民の帰還パターンに応じた人口規模や年齢構成などを想定しながら、本町の目指すべき将来像や施策の方向性を検討する必要があります。

17 そこで、下記の条件に基づき、復興まちづくりを進める際の目安となる将来人口の推計を行いました。

- 21 ① 住民意向調査で「現時点で戻りたいと考えている」と回答した町民（全体の約22 12.0%）の全員が帰還する
- 23 ② ①に加え、曲田地区の基盤整備や復興公営住宅の整備などの受け入れ体制が進む24 ことにより、住民意向調査で「現時点でまだ判断がつかない」と回答した町民の25 4分の1（25%）が帰還する（全町民の約 8.8%）
- 26 ③ 町外から 1,600 人程度人口の流入があると仮定する

27 上記に基づく推計より、2025(平成 37)年時点で帰還する町民の将来人口推計を 2,50028 人、町内の基盤整備の規模を考える際の将来人口推計を 4,100 人として、今後の復興ま29 ちづくり施策の検討を進めます。

- 31 ・上記の推計人口は、今後も継続して実施する住民意向調査の結果を踏まえ32 ながら、適宜見直しをかけていくものとします。
- 33 ・帰還困難区域の指定などで当面帰還できない近隣町村の住民の受け入れに34 ついても、近隣町村の動向を踏まえながら考慮します。

1 (3) 土地利用

2 町内の避難指示区域が三つに区分されている中で、先行して避難指示の解除が想定さ
 3 れる「避難指示解除準備区域」及び「居住制限区域」の中でも、比較的線量の低い富岡
 4 地区や富岡駅を含む富岡川以南地域を中心に町内の土地利用検討を始めていきます。

5 当面の間は、町の復興拠点として位置づけた富岡駅及び曲田地区周辺に機能集積を図
 6 り、町内に滞在する人口の動向などを踏まえながら徐々に周辺地域へ整備範囲を拡大し
 7 ていきます。

住宅地	① ②	<ul style="list-style-type: none"> ・曲田土地区画整理事業で整備された都市基盤を活用し、良質な住宅地の整備を図る ・津波で被災した集落の移転先は、曲田地区、上郡地区、清水地区を整備候補地として検討 ・復興公営住宅は、上記の移転先の一角を利用して整備を検討 ・福島第一原発の廃炉作業に従事する技術者や作業員のために、曲田地区に集合住宅を整備
	③	<ul style="list-style-type: none"> ・帰還困難区域においても、避難指示解除後に自宅の解体及び再建などを支援
医療・商業・業務地	①	<ul style="list-style-type: none"> ・公設診療所の運営を検討 ・富岡駅周辺から商業・業務機能の集積の開始を検討
	②	<ul style="list-style-type: none"> ・常設の店舗や事業所の整備を促進 ・中央商店街周辺における既存の店舗や事業所などを活用した集積を促進 ・必要に応じて、国道6号沿道などへの店舗や事業所の進出を想定した検討
	③	<ul style="list-style-type: none"> ・帰還人口や交流人口の状況を考慮し、中央地区や帰還困難区域解除後の夜の森地区などへの商業・業務地拡大について検討
工業地	②	<ul style="list-style-type: none"> ・富岡工業団地は、太陽光発電や木質バイオマス発電など再生可能エネルギーのモデル基地としての活用を検討 ・富岡工業団地は、震災前同様に工業地として事業所の誘致を図るか、住宅地など他の用途も含めて活用の可能性を検討
	③	<ul style="list-style-type: none"> ・富岡第二工業団地やその周辺に、工場などの誘致を検討
公園・緑地	②	<ul style="list-style-type: none"> ・富岡川から紅葉川にかけての海岸部一帯は、仮置場撤収後、津波や高潮から後背地を防護するために海岸防災林を整備（幅は約200m） ・スポーツ・イベント広場を有する公園を整備（富岡駅の東側）
	③	<ul style="list-style-type: none"> ・富岡町スポーツセンターの再開を目指す ・将来の夜の森公園の再開と、本町のシンボルである夜の森の桜並木の沿道環境整備を目指す

農地	②	<ul style="list-style-type: none"> ・農地除染後、試験栽培などの状況を見極めながら営農再開に向けた準備 ・バイオ燃料作物や、施設園芸による花き栽培などを行うことで農地の機能を維持しつつ、今後の利用方法を検討 ・新エネルギー施設（太陽光パネル）の設置基地として活用（津波で浸水した JR 常磐線東側の紅葉川付近の農地）
森林	②	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸防災林を整備（平常時は、環境学習や散策などレクリエーションの場として活用） ・町域の西半分を占める山林を保全 ・既存集落に近接した地域を中心に除染を要望

【凡例】 ①復旧期：2014 (H26)～2016 (H28)
 ②復興期：2017 (H29)～2020 (H32)
 ③2021 (H33)以降

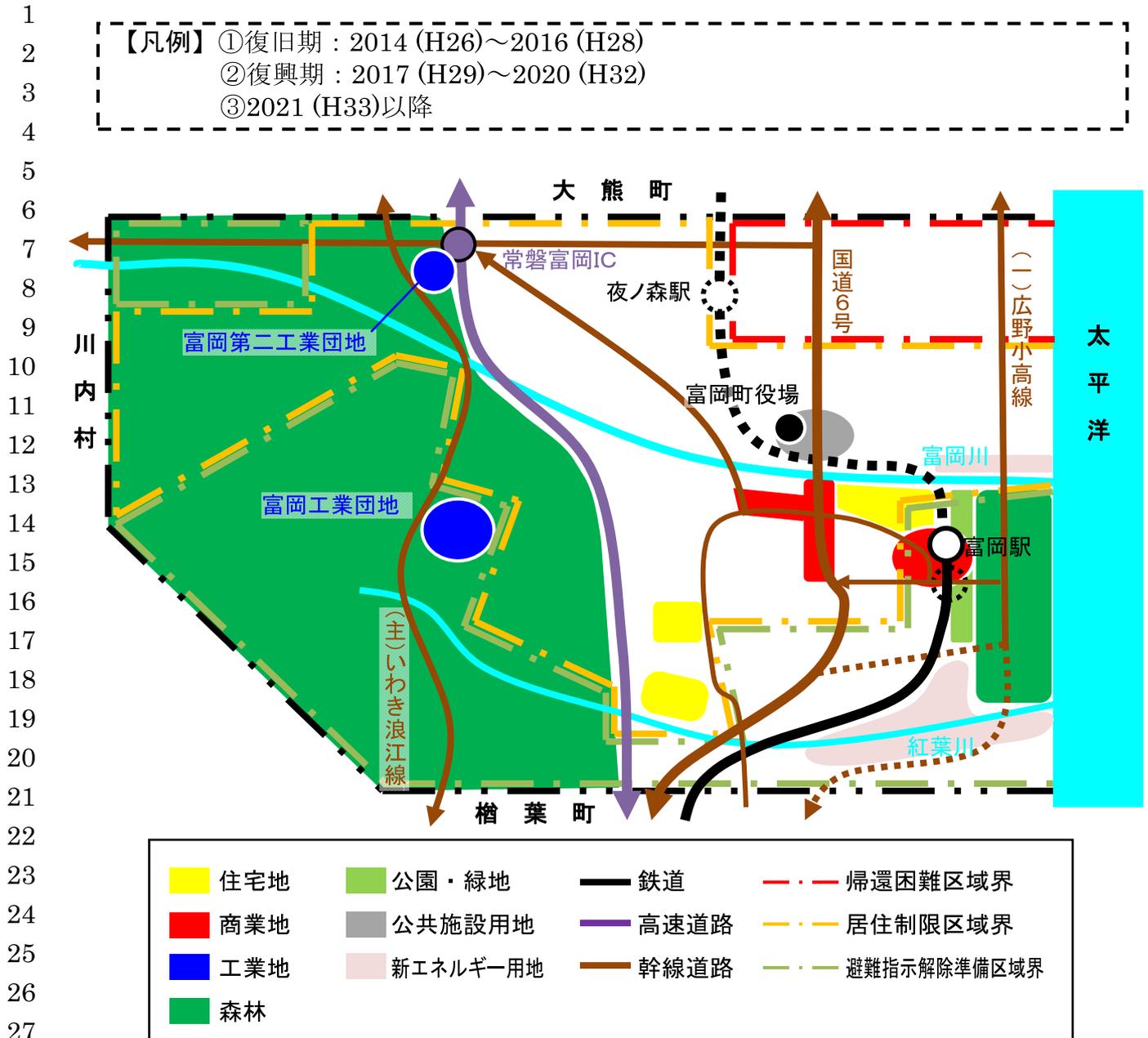


図3 富岡町土地利用イメージ図（2020(平成32年)時点）

1 (4) 富岡駅周辺拠点形成

2 1) 富岡駅周辺の位置づけ

- 3 ・曲田地区を含む富岡駅周辺に復興拠点としてふさわしい機能や施設の集積を進め
4 ていきます。
- 5 ・富岡駅の駅舎を現位置よりやや北側に移設復旧し、国道6号や中央地区方面との
6 連携強化、拠点性の向上を図ります。

7 2) JR常磐線東側～海岸部の土地利用の方向性

- 8 ・津波で被災した集落は、今後津波被害を受けないように安全な地域への集団移転
9 を検討します。あわせて、JR常磐線の東側の地域は、居住の制限を検討します。
- 10 ・今後、津波被害を最小限におさえるため、海岸堤防、海岸防災林の整備と県道広
11 野小高線（浜街道）のかさ上げを検討します。

12 3) 土地利用の検討

13 上記の内容を踏まえ、各ゾーンに以下のような施設を配置します。配置施設・機
14 能及び配置の際の留意事項を表1に、これらの配置イメージを図化した2020(平成
15 32)年時点の土地利用検討図を図4に示します。

16
17 表1 ゾーン別の配置施設及び留意事項

ゾーン	配置施設・機能	施設配置の際の留意事項
住宅ゾーン	・戸建て住宅 ・復興公営住宅 ・集合住宅（廃炉従事者向け）	・人命を守るため、津波被害を受けにくい場所に整備する
都市機能集積ゾーン	・医療・福祉施設 ・商業・宿泊施設 ・駅舎（コミュニティ施設併設）	・玄関口として町外の方を受け入れる施設を整備する ・住宅ゾーンでの居住に必要な生活サービス機能を確認する
新エネルギーゾーン	・新エネルギー供給施設（太陽光パネルなど）	・周辺施設の電力を補うとともに、原発依存からの脱却のシンボルとして整備する
にぎわい創出ゾーン	・スポーツ・イベント広場を有する公園	・交流の機会を増やすために、アクセスが容易な地域に人が集うことのできる場所を設ける
漁港ゾーン	・漁港 ・試験操業の拠点	・福島第一原子力発電所に近い港であることを活かした機能誘致を図る
海岸防災林及び学習・レクリエーションゾーン	・海岸防災林 ・遊歩道 ・慰霊碑・記念館	・津波防御機能を発揮させるだけでなく、自然に親しみながら回遊できる空間を設ける ・東日本大震災を教訓に、災害について学習の場を設ける

●今後、地権者の意向を踏まえ、最終的な土地利用計画を検討していきます。
 ※**仮置場としての利用が2016(平成28)年度に終了した場合の土地利用計画案**となります。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37

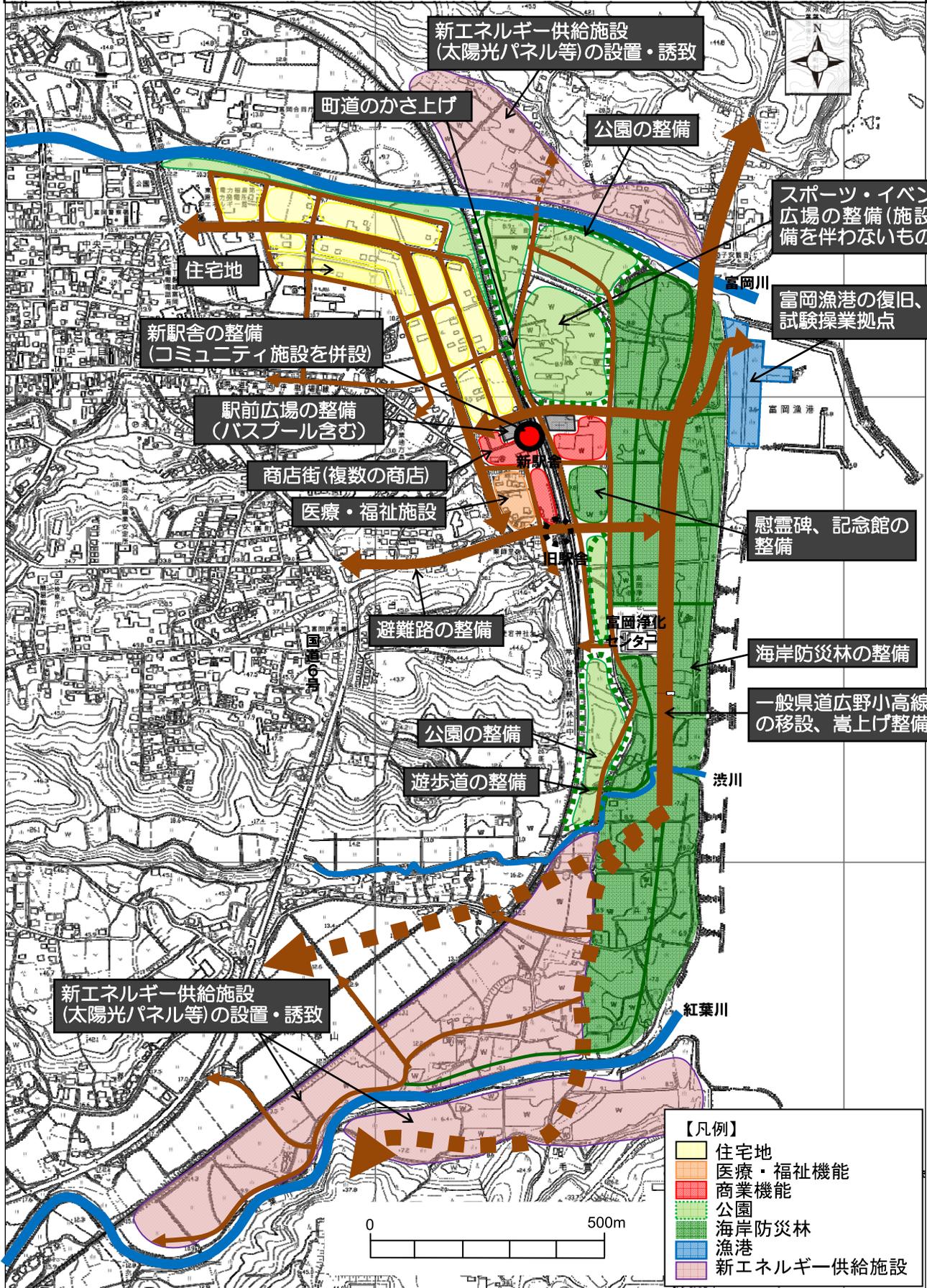


図4 JR 富岡駅周辺及び海岸部の土地利用検討 (2020(H32)年時点の土地利用計画案)

4) 整備スケジュール

富岡駅周辺拠点形成に関する今後の整備スケジュールは表 2 を想定しています。

表 2 整備スケジュール(案)

整備・復旧内容		年度						
		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
1	除染	■	■ ■ ■					
2	仮置場の設置	■	■ ■ ■	■ ■ ■				
3	基幹インフラ復旧(上下水道、道路)	■	■ ■ ■					
4	漁港の復旧	■	■ ■ ■					
5	海岸堤防・河川堤防の整備	■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■
6	駅舎移設・線路復旧事業	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■				
7	県道広野小高線、避難路の整備			■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■
8	海岸防災林、遊歩道の整備			■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■
9	住宅地の整備		■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■
10	医療・福祉施設の整備・誘致		■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■
11	商業・宿泊施設の整備・誘致		■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■
12	慰霊碑、記念館の整備			■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■
13	公園の整備			■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■
14	新エネルギー供給施設の整備			■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■

■ ■ ■ 事業者等との調整に基づく整備

※仮置場としての利用が 2016 (平成 28)年度に終了した場合の整備スケジュール案

(5) 交通

公共交通	鉄道	①	・富岡駅までは、平成 29 年度までの復旧と運転再開を促進
	バスなど	②	・富岡駅を起点に、本町といわき市方面、川内村方面とを結ぶ路線バスの運行再開及び廃炉従事者を輸送する福島第一原発へのシャトルバスの運行を促進
道路	高速道路	①	・常磐富岡 IC を、広域交通網への結節点と位置づけ、浜通りの連携を促進
	幹線道路	①	・国道 6 号を本町の大動脈として位置づけ ・小野富岡線、いわき浪江線の改良などによる走行性の向上検討
		②	・県道広野小高線(浜街道)は、海岸部より 100m ほど陸側に移設し、道路の高さをかさ上げして二線堤の機能を付加
地区内道路、街路	②	・曲田地区の沿道は、商業地、住宅地など場所に合った景観づくりを目指す ・沿道に桜並木の整備を検討 ・県道広野小高線(浜街道)から、現在の JR 富岡駅の上を越えて西原地区へ接続する新規道路を整備(避難道の位置づけ) ・JR 常磐線の東側一帯の海岸部は、西側(山側)へ速やかに歩行避難できるための避難路整備を検討	

【凡例】 ①復旧期：2014 (H26)～2016 (H28)

②復興期：2017 (H29)～2020 (H32)

1 (6) 住環境

2 1) 津波被災集落の移転候補地

- 3 ・曲田地区、上郡行政区、清水行政区を移転候補地として検討対象とします。
- 4 ・津波被災地域の方で、復興公営住宅への入居を希望される方を対象に、移転先となる
- 5 用地の一角に復興公営住宅を建設します。
- 6 ・帰還困難区域の住民など、自宅に帰還できない方のためにも入居できる復興公営住宅
- 7 を整備します。
- 8 ・将来的には、町役場付近（王塚行政区）や、「町営住宅が建設されている町所有の
- 9 土地」の活用可能性を検討します。
- 10 ・今後、当該行政区や地権者と調整し、移転候補地としての活用是非を検討していき
- 11 ます。

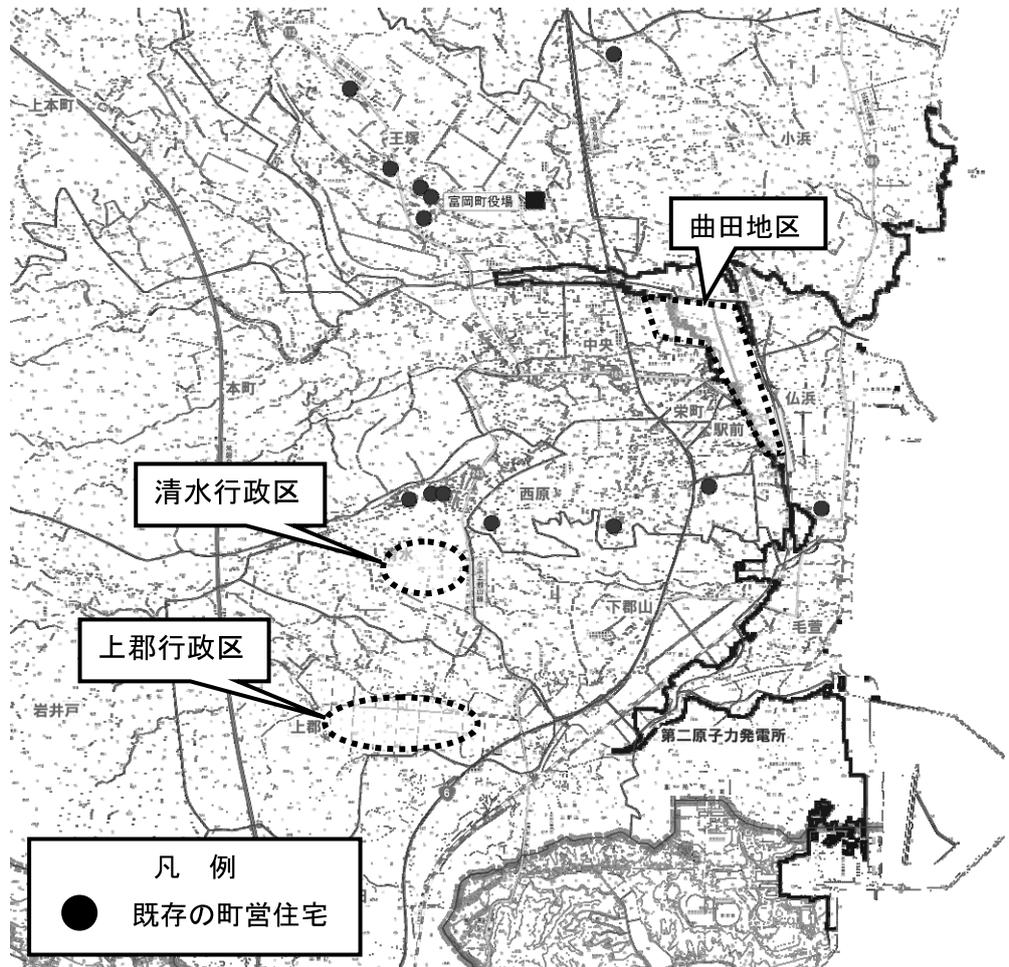


図5 津波被災集落の移転候補地

2) 復興公営住宅

■留意事項

町内に整備する復興公営住宅は、下記の事項に留意した整備を検討します。

●帰還する町民の希望や、つながりの単位を尊重した入居方法

- ・入居したい復興公営住宅の場所など、帰還者の入居希望の尊重
- ・必要に応じて、避難先でのコミュニティなど帰還者どうしのつながりを考慮した単位による入居

●低層を主体とした住宅の整備

- ・木造建築を基本に、一戸建てや低層集合住宅（2戸1棟形式）での整備
- ・必要に応じて集合住宅を整備

●コミュニティスペースの設置

- ・コミュニティの交流拠点となる集会所の設置
- ・多世代の交流・憩いの場として小規模な公園や広場の整備
- ・上記の公園や広場において、子どもが気軽に遊べるような小規模な遊具の設置

●駐車スペースの確保

- ・各住戸には自家用車の駐車スペース確保

●環境への配慮

- ・各住戸の屋根への太陽光パネル設置
- ・住宅団地内における樹木や緑の配置の充実

●生活支援員の滞在

- ・住宅団地内における生活支援員の滞在（巡回訪問など高齢者の見守り活動、住民との交流、コミュニティのつなぎ役としての役割）

●高齢者や要介護者などへの対応

- ・全戸のバリアフリー対応
- ・必要に応じて、車いす使用者対応型住戸の整備
- ・緊急通報システムなどの配備
- ・デイサービスセンターの集会所への併設など、住宅団地内での福祉機能の充実
- ・住棟の中に共助スペース、共同の食堂や洗濯室などを設けて高齢者の孤独化を防止するとともに、介助対応設備（車いす用トイレ、手すり付き浴室など）を備えた、高齢者向け住宅の整備

●新たなコミュニティ形成の支援

- ・各復興公営住宅での新たな自治会の迅速な立ち上げによる応急仮設住宅からの移転の促進
- ・隣近所での日常的な声かけや所在確認、見守りなど、入居者の孤立化の防止
- ・サロンやデイサービス、小規模なイベントの定期的な開催による、日常的な交流の機会づくりを通じた孤立化の防止

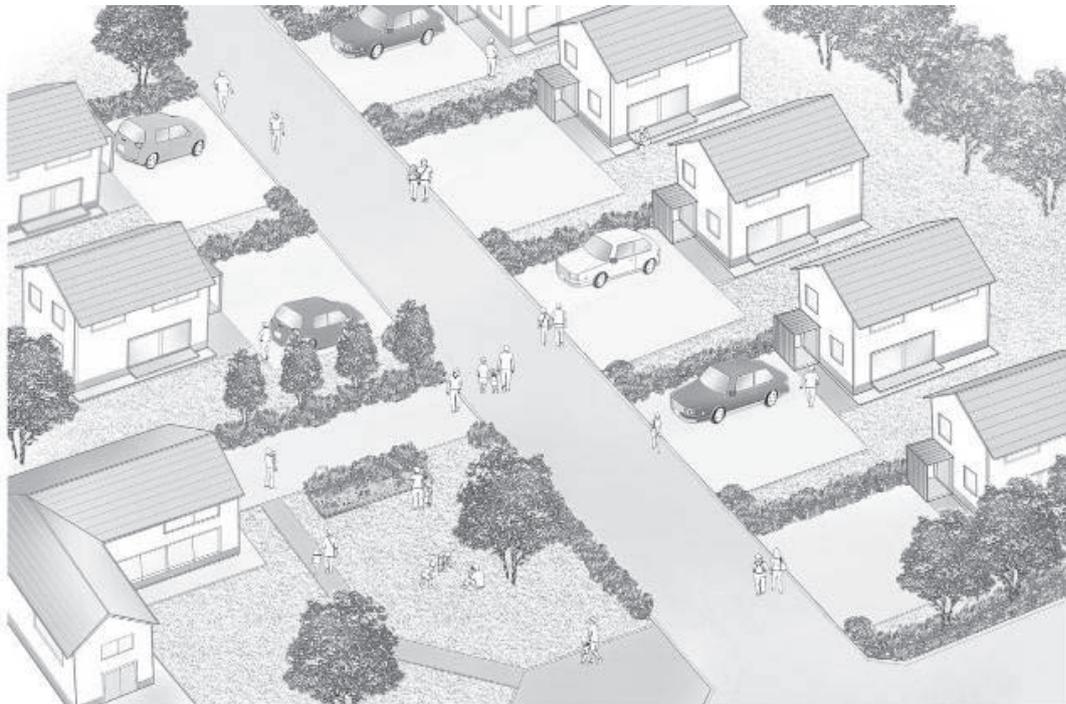
1 ■整備候補地

2 津波被災集落の防災集団移転地の造成にあわせて整備を図ります。

3 曲田地区、上郡行政区、清水行政区を整備候補地としており、今後、行政区や地
4 権者との調整や、除染結果などを踏まえながら整備位置を定めていきます。

5
6 ■整備予定時期

7 町内帰還開始時期となる 2017（平成 29）年度から入居開始できるよう、建設に向
8 けた準備（土地の取得、調査設計など）を推進します。



25 戸建て



36 集合住宅

37 図 6 町内の復興公営住宅の整備イメージ

1 (7) 産業

雇用	②	<ul style="list-style-type: none"> ・原発の廃炉に関連する産業を主たる分野として、地元住民の雇用確保の受け皿づくりの取り組みを推進 ・医師、看護師、介護福祉従事者など医療・福祉に関わる人材の積極的な確保を推進
工業	②	<ul style="list-style-type: none"> ・町民や周辺町村住民の雇用創出のため、工場や事業所などの誘致を推進 ・廃炉作業に関係する事業所の誘致を推進
商業	②	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設の積極的な誘致を推進 ・人口の動向を踏まえ、店舗の誘致ならびに整備の規模拡大を推進
公共サービス	①	<ul style="list-style-type: none"> ・町役場は、町民の帰還開始に先立ち、町民の受け入れ体制を整える ・警察署や消防署、郵便局などは、再開に向けた復旧や整備を進め、町民が帰還した時点でサービスを提供できる体制づくりに努める

2 (8) 防災・減災

津波防御を念頭に置いた基盤整備など	①	<ul style="list-style-type: none"> ・津波で被災した集落は、安全な場所への集団移転を促進 ・防災行政無線の復旧
	②	<ul style="list-style-type: none"> ・富岡海岸：津波対策として高さ 8.7m の堤防を整備、海岸防災林の整備、県道広野小高線（浜街道）のかさ上げ ・富岡川、紅葉川、渋川：海岸堤防整備にあわせた河川堤防の整備 ・避難路としての機能を有する新規道路を整備（県道広野小高線から、JR 富岡駅の現在の駅舎の上をまたいで横断し、西原地区へ接続） ・JR 常磐線の東側一帯の海岸部：速やかに歩行避難できるための避難路の整備を検討 ・海岸部の避難路整備にあわせて、避難を誘導するサインの設置検討 ・富岡町地域防災計画を見直し、県と協議の上で原子力災害発生時の適切な避難路の整備を検討
町民の防災意識の啓発	③	<ul style="list-style-type: none"> ・富岡駅東側に、東日本大震災の記憶をとどめる慰霊碑と記念館を整備し、防災学習の拠点として活用 ・東日本大震災など災害の教訓を後世に伝承する資料の作成、発刊を検討 ・町内での消防団活動を本格的に再開し、体制の再構築と次世代の団員育成を推進 ・定期的に防災訓練を実施し、防災意識や避難行動の啓発 ・帰還後の新たな自治会などによる定期的な見回り活動の実施支援

3 【凡例】 ①復旧期：2014 (H26)～2016 (H28)

4 ②復興期：2017 (H29)～2020 (H32)

5 ③2021 (H33)以降

1 (9) 帰還後のコミュニティの再形成

2 ■サロンの設置

3 現在、町外各地で行われているサロンなどの取り組みを、町内においても継続で
4 きるような体制づくりを支援します。

5 ■祭りやイベントの再開

6 本町の祭りやイベントを町内において再開することで、富岡の伝統や独自性、富
7 岡らしさを再認識し、富岡町民・双葉郡民としてのまとまりを意識する機会をつく
8 るとともに、帰還者だけでなく町外に居住している町民も帰還して交流する場の創
9 出を図ります。

10 ■伝統文化の保存・継承

11 地域に伝わる祭りや踊りなどを町の重要な文化遺産として保存・継承するために、
12 保存活動や担い手育成への支援を行います。また、町内の文化財の保存、修復、維
13 持管理を実施します。

14 (10) 帰還後の高齢者などへの支援策

- 15 ・帰還者の健康を守るため、公設診療所の運営を検討します。
- 16 ・町職員や民生委員による定期的な見回りを実施し、帰還した高齢者の孤立化を防止
17 します。
- 18 ・帰還後につくられる自治会などのコミュニティに、日常的な声かけなどの孤立化を
19 防止する取り組みの実施を要請します。
- 20 ・祭りやイベントの定期開催や、サロンを頻繁に開くことで、高齢者の外出機会を増
21 加させ、孤立化を防止します。
- 22 ・デイケアやデイサービスなどを提供する福祉施設の誘致を図ります。
- 23 ・必要に応じて、小規模多機能型居宅介護施設※、サービス付き高齢者向け住宅の整備
24 について検討します。
- 25 ・町内に整備する復興公営住宅に関しては、住棟の中に共助スペース、介助対応設備
26 (車いす用トイレ、手すり付き浴室など)などを備えた、高齢者向け住宅の整備に
27 ついて検討します。
- 28 ・車を運転できないか、あるいは免許を返納した高齢者でも移動の自由が確保できる
29 よう、各集落を巡る福祉バスなどの導入を検討します。

30 ※小規模多機能型居宅介護施設

31 要介護者が、住み慣れた土地で日常生活を送れるように、自宅から施設への通い(デ
32 イサービス)を中心に、短期間の宿泊(ショートステイ)やホームヘルパーの訪問を組
33 み合わせた介護サービスを受けられる施設。
34

1 第5章 今後の進め方

2 次年度以降の「富岡町災害復興計画（第二次）」の策定を見据え、本計画の推進のため
3 に考慮すべき事項について、下記に整理しました。

4 1) 推進体制

5 復興まちづくり計画の推進は、町民や町内各種団体、まちづくり団体、NPOなど
6 と協働しながら進める必要があります。

7 そのため、多様な主体が参画する協議会を設けるなど、町民が主役となって復興や
8 新たなまちづくりに取り組むことのできる環境づくりをサポートします。

9 2) 都市基盤施設等の復旧や整備について

10 都市基盤施設の復旧や整備は、町が主導となって国や県と調整、連携、役割分担な
11 どを行い、事業遂行に努めます。

12 3) 国・県との連携について

13 国と県には、避難者支援や町の復興のために、有用な事業や補助メニューの情報提
14 供、制度構築を行うなど、積極的なバックアップを要望します。

15 4) 受け入れ自治体との連携について

16 避難先の復興公営住宅の整備や生活サービスの確保など、町民の生活再建は、受け
17 入れ自治体との連携が必要不可欠です。そのため、受け入れ自治体と良好な関係を維
18 持しながら、町民の避難生活を支援していきます。

19 5) 双葉郡各町村との連携について

20 復興公営住宅の整備、産業や施設の誘致、避難先での健康診断など広域的な視点か
21 ら双葉郡各町村と連携して進めるべき事項は、適切に連携し復興に向けた取り組みを
22 実施します。

23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 【富岡町役場 企画課】

37 住所：〒963-0201 福島県郡山市大槻町字西ノ宮 48-5

38 電話：0120-33-6466 、 FAX：024-961-3441